

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和2年7月2日(2020.7.2)

【公開番号】特開2017-207749(P2017-207749A)

【公開日】平成29年11月24日(2017.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2017-045

【出願番号】特願2017-96219(P2017-96219)

【国際特許分類】

G 0 9 F	9/00	(2006.01)
H 0 1 L	21/336	(2006.01)
H 0 1 L	29/786	(2006.01)
G 0 2 F	1/1345	(2006.01)
G 0 2 F	1/1368	(2006.01)
H 0 1 L	51/50	(2006.01)
H 0 5 B	33/14	(2006.01)
H 0 1 L	27/32	(2006.01)
H 0 5 B	33/10	(2006.01)
H 0 5 B	33/02	(2006.01)
H 0 5 B	33/22	(2006.01)
H 0 5 B	33/06	(2006.01)
H 0 5 B	33/12	(2006.01)
G 0 9 F	9/30	(2006.01)

【F I】

G 0 9 F	9/00	3 3 8
H 0 1 L	29/78	6 1 2 Z
H 0 1 L	29/78	6 2 6 C
G 0 2 F	1/1345	
G 0 2 F	1/1368	
H 0 5 B	33/14	A
H 0 5 B	33/14	Z
H 0 1 L	27/32	
H 0 5 B	33/10	
H 0 5 B	33/02	
H 0 5 B	33/22	Z
H 0 5 B	33/06	
H 0 5 B	33/12	B
G 0 9 F	9/30	3 6 5
G 0 9 F	9/30	3 1 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月7日(2020.5.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表示領域を有する表示装置の作製方法であつて、

第1乃至第7の工程を有し、

前記第1の工程は、第1の基板の第1の表面上に、第1の層を設ける工程と、前記第1の層上に電極を設ける工程と、前記電極上と前記第1の層上に第1の絶縁層を設ける工程と、前記電極と重畳する領域において前記第1の絶縁層の一部を除去して第1の開口を設ける工程と、前記第1の絶縁層上に表示素子を設ける工程と、前記第1の絶縁層上と前記第1の開口の前記電極上とに第2の層を設ける工程と、を有し、

前記第2の工程は、第2の基板の第2の表面上に、第3の層を設ける工程と、前記第3の層の一部を除去して第2の開口を設ける工程と、を有し、

前記第3の工程は、前記第1の表面と前記第2の表面を向かい合わせ、前記第1の開口と前記第2の開口とが互いに重なる領域を有するように、接着層を介して前記第1の基板前記第2の基板とを互いに重ねる工程を有し、

前記第4の工程は、前記第1の基板を前記第1の層から剥離する工程を有し、

前記第5の工程は、前記第1の層と第3の基板とを互いに重ねる工程を有し、

前記第6の工程は、前記第2の基板を前記第3の層から剥離する工程を有し、

前記第7の工程は、前記第3の層と第4の基板とを互いに重ねる工程を有し、

前記第3の工程において、前記接着層は、前記接着層と前記第2の開口とが互いに重なる第1の領域を有し、前記第2の層は、前記第2の層と前記第2の開口とが互いに重なる第2の領域を有し、

前記第6の工程において、前記第1の領域の少なくとも一部の前記接着層と、前記第2の領域の少なくとも一部の前記第2の層と、が、前記第2の基板とともに剥離されて、前記電極の少なくとも一部が露出し、

前記第1の層は、第1の有機膜を有し、

前記第3の層は、第2の有機膜を有する、表示装置の作製方法。

#### 【請求項2】

請求項1において、

前記第1の層は、前記第1の有機膜上に第2の絶縁層を有する、表示装置の作製方法。

#### 【請求項3】

請求項1または請求項2において、

前記第3の層は、前記第2の有機膜上に第3の絶縁層を有する、表示装置の作製方法。

#### 【請求項4】

請求項1乃至3のいずれか一項において、

前記第1の有機膜及び/又は第2の有機膜は、感光性、及び熱硬化性の少なくとも一を有する有機材料を用いて、光照射処理、及び熱処理の少なくとも一を行うことで形成される、表示装置の作製方法。

#### 【請求項5】

請求項1乃至4のいずれか一項において、

前記第4の工程において、レーザを用いて、前記第1の層に光を照射して、前記第1の基板と、前記第1の層と、を分離する工程、

及び、前記第6の工程において、レーザを用いて、前記第3の層に光を照射して、前記第2の基板と、前記第3の層と、を分離する工程、

を有する、表示装置の作製方法。

#### 【請求項6】

表示装置を有する電子機器の作製方法であって、

前記電子機器は、バッテリ、タッチセンサ、または、筐体を有し、

前記表示装置は、請求項1乃至5のいずれか一項に記載の表示装置の作製方法によって作製されている、電子機器の作製方法。